

令和3年度 特別区職員採用試験

問合せ 特別区人事委員会事務局任用課 ☎5210-9787
職員課採用係 ☎5984-4153

募集案内は、区民事務所(練馬を除く)や区民情報ひろば(区役所西庁舎10階)、職員課採用係(同本庁舎6階)、特別区人事委員会事務局任用課(千代田区飯田橋3-5-1)で配布します(I類は配布中、その他は6月24日(木)から)。申し込み方法など詳しくは、募集案内や特別区人事委員会ホームページ(<http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>)をご覧ください。

採用区分	試験区分 (【 】は採用予定数)	受験資格 (年齢は4年4月1日(金)現在)	申込期間
I類 【一般方式】	事務【874名】	22歳以上32歳未満の方	4/5(月)まで
	土木造園(土木)【53名】		
	土木造園(造園)【8名】		
	建築【53名】		
	機械【13名】		
	電気【13名】		
	福祉【114名】(※1)	22歳以上30歳未満で、必要な資格・免許がある方	
	衛生監視(衛生)【29名】		
	衛生監視(化学)【5名】		
	心理【24名】(※1)	40歳未満で、大学(短期大学を除く)の心理学を卒業した方またはこれに相当する方	
保健師【111名】(※1)	22歳以上40歳未満で、保健師免許がある方		
I類 【土木・建築新方式】	土木造園(土木)【9名】	22歳以上32歳未満の方	
	建築【6名】		
Ⅲ類	事務	18歳以上22歳未満の方	
	障害のある方を対象とする 選考(事務)	18歳以上32歳未満で、心身に障害のある方(※2)	
経験者	1級職 事務、土木造園(土木)、建築、 機械、電気、福祉、児童福祉、 児童指導、児童心理	60歳未満で民間企業などの 従事歴が一定以上ある方	6/24(休)~ 7/15(休)
	2級職 (主任)		
	3級職 (係長級)		
就職氷河期	事務	36歳以上52歳未満の方	

※1 日本国籍でない方も可。
※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方または、知的障害のある方。

4月から ひとり親家庭の養育費の取り決めにかかると費用を助成します

問合せ ひとり親家庭支援係 ☎5984-1319

ひとり親家庭の養育費の確保に向けて、公正証書の作成費用や調停申し立て、裁判に必要な収入印紙代などの助成を開始します。

【助成対象】 次の①②の両方に当てはまる方

- ①ひとり親家庭、または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定
- ②公正証書や調停調書などの作成日が4月1日(休)以降

【助成内容】 養育費に関する次の費用

- 公正証書(強制執行認諾条項付き)作成にかかる公証人手数料
- 家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に必要な収入印紙代、戸籍謄本取得代、裁判所からの連絡用切手代

4月から 福祉タクシー・自動車燃料費助成の対象を精神障害1級の方へ拡大

心身障害のある方の外出を支援するため、①福祉タクシー券の交付②自動車の燃料費の助成を行っています。4月から①②の対象を、区内在住の65歳未満で、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方にも拡大します。対象となる方には、4月中旬までに案内を送付します。要件を確認の上、申請してください。 ※①②のいずれかを選択。 ※所得制限などがあります。

▶問合せ: 精神保健係 ☎5984-4764 FAX 5984-1211

4月から 住民税などがPayPay請求書払いで納付できます

納付書(30万円以下)のバーコードを、スマートフォンを使ってアプリのカメラで読み取ると納付できます。詳しくは、PayPayホームページ(<https://paypay.ne.jp/>)をご覧ください。

▶対象: ①特別区民税・都民税(普通徴収分) ②軽自動車税種別割 ③国民健康保険料 ▶問合せ: ①②個人収納係 ☎5984-4542 ③こくほ収納係 ☎5984-4559



指定葬儀場使用料助成金制度・特別区区民葬儀制度のご案内

会場使用料の助成上限額が変わります

～指定葬儀場使用料助成金制度

区が指定した葬儀場(下表参照)で、通夜や葬儀(社葬を除く)を行った方に、会場使用料の一部を助成します。使用料を負担した方、または亡くなった方が区民であることが条件です。助成上限額は、会場使用日が3月31日(休)以前の場合は3万円、4月1日(休)以降の場合は1万5000円に変更になります。

▶申込: ①葬儀場や地域振興課、区ホームページにある申請書②会場使用料の領収書の原本(「練馬区提出用」の表示があるもの)③申請者(使用料を負担した方)または亡くなった方の住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)の写しを、葬儀の翌日から1年以内に持参または郵送で〒176-8501区役所内事業推進係へ ※使用料を負担した方(領収書の宛名の方)以外の方が申請する場合は委任状が必要です。 ※葬儀場の利用は、各葬儀場にお問い合わせください。

葬儀場名	所在地	電話番号
江古田斎場	小竹町1-61-1	3958-1192
豊島園会館	練馬3-22-6	3991-2234
東高野会館	高野台3-10-3	3995-3724
石神井寶亀閣斎場	石神井台1-2-13	3996-0214
大泉橋戸会館	大泉町6-24-26	3925-1325

23区に住んでいる方が利用できます

～特別区区民葬儀制度

葬儀費用の負担を軽減するための制度です。練馬区では17カ所の葬儀業者が取り扱っています(他区の取扱業者も可)。亡くなった方、または葬儀を行う方の住所が東京23区内にあることが条件です。

▶申込: 取扱店に申し込んだ後、戸籍住民課戸籍第一係(区役所本庁舎2階)または戸籍第二係(石神井庁舎2階)へ死亡届を提出する際に申し出て、区民葬儀券を受け取ってください ※制度や取扱店については、区民事務所、戸籍第一係、戸籍第二係、地域振興課で配布している案内や、区ホームページをご覧ください。

問合せ 地域振興課事業推進係(区役所本庁舎9階) ☎5984-1523

世帯と人口 [3月1日現在]

※()内は前月比。 ※住民基本台帳による人口。

世帯数	総人口	日本人	外国人	年齢別人口
380,181 (-256)	739,246(-550)	719,260(-368)	19,986(-182)	14歳以下 87,426(-108) 15~64歳 490,459(-419) 65歳以上 161,361(-23)
	男 358,568 女 380,678	男 349,158 女 370,102	男 9,410 女 10,576	